

鳥取大学マンドリンクラブ規約

1999年改正

2014年改正

2015年改正

2016年改正

第一章 総則

第一条

本サークルは鳥取大学マンドリンクラブと称し、その本部を鳥取大学におく。

第二条

本サークルはマンドリン音楽を中心とする学生課外活動。

第二章 目的

第三条

本サークルは、クラブ員の相互協力のもとにプレクトラム音楽の追及を中心とする諸活動を行い、それを通じてクラブ員の人間的成長をその最終目的とし、あわせて地方文化とプレクトラム音楽の発展に寄与する事を目的としている。

第三章 組織

第四条

クラブ員は鳥取大学の学生である事を原則とし、二章の目的に賛同し、所定の手続きを経たものとする。

所定の手続きとは、入部届を提出し、必要事項を記入した団体届を生活支援課に提出することを指す。

第五条

ただし鳥取大学の学生でなくても二章の目的に賛同し、その事業を共にしたものであれば準クラブ員になりうる。

第六条

クラブ員は正当な理由があり一定期間活動に参加しない場合は休部届を幹事長に提出し、それが承認されることによって休部することができる。そして、復部届をもって本サークルの活動に参加することができる。尚、休部中の部員は第四十二条に定める部費、楽器購入および修理のための積立金を納める義務を負わない。

第七条

クラブ員はその意志により、所定の手続きを経て退部できる。

所定の手続きとは、退部届を提出し、団体届から氏名などを削除することを指す。

第八条

クラブ員には次の各項を適用する。部会はそれらを違反したクラブ員を除名できる。また、正当な理由なく、長期にわたり活動に参加しないものに幹事長は退部勧告をだせる。

- (1) クラブ員は本規則に従わなくてはならない。
- (2) クラブ員はその活動の秩序を不当に乱してはならない。
- (3) クラブ員は毎月部費を会計に納めなければならない。ただし納入できない理由を申し出る時は納入を一時猶予する。その期間は三ヶ月とする。
- (4) クラブ員はその活動に参加しなければならない。欠席する際はその理由を各パートリーダーに報告しなければならない。
- (5) クラブ員はクラブ所有財産を借用している場合、次期年度交代までに返還しなければならない。猶予期間は1ヶ月とする。なお幹事会が認めた場合はこの限りではない。

第四章 活動

第九条

本サークルは第二章の目的達成のため必要と認められる活動を行う。

第五章 役員

第十条

本サークルは次の役員を置く。

幹事長、副幹事長、外政委員、内政委員、庶務委員、会計委員、指揮者、コンサートマスター（コンサートミストレス）、各パートリーダー、内政補佐、資料部、弦係、通信一般係、ステージマネージャー

第十一条

役員の任期はその年の引き継ぎ式から翌年の引き継ぎ式までとする。

ただし引き継ぎ式はその年の定期演奏会終了後から一ヶ月以内に行うものとする。

第六章

第十二条

本サークルは次の機関を有する。

- (1) 部会
- (2) 幹事会
- (3) パートリーダー委員会

第六章 (1) 部会

第十三条

部会は全部員で構成され、本サークルの最高の議決機関であり、定期部会と臨時部会とに分かれる。

- (1) 定期部会は定期的に幹事長がこれを召集する。
- (2) 臨時部会は幹事長または全クラブ員の1/6以上の要求があった時、幹事長がこれを召集する。

第十四条

部会の開催はその二日前に通告されていなければならない。

第十五条

部会は議長を選出し、議題を有するクラブ員が議題を提出する。

議決には議長を除く全出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の時、議長は決定権を有す。

第十六条

部会は休部者を除いた全部員の2/3以上の出席で成立し、委任状は1/6を越えてはならない。

第六章 (2) 幹事会

第十七条

幹事会は唯一の執行機関であり、部会の決議を規約に基づき、その目的達成のため部活動を執行する。

第十八条

幹事会は次の役員をもって構成される。

幹事長、副幹事長、外政委員、内政委員、庶務委員、会計員委員、内政補佐。

第十九条

幹事会は必要に応じて役員および関係者に出席を求めることができる。なおその出席者は幹事会が認めた幹事同等の権利を有する。

第二十条

幹事会は幹事の要求で幹事長がこれを召集し、随時開催できる。

第二十一条

幹事会は全幹事会の2/3以上で成立し、委任状は認められない。

第二十二条

幹事会は幹事が議題を提出する。議決には幹事並びに幹事と同等の権利を有する出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の時、幹事長は決定権を有する。幹事長は必要な場合、幹事長、副幹事長、外政委員、内政委員、庶務委員、会計委員、の六名のみによる幹事会を開くことができる。

第二十三条

緊急事態が生じた場合、幹事会での決議を最終決議とみなす。

第二十四条

幹事は部活動を敏速・完全に遂行するため、各係をそのもとにおく。

第六章 (3) パートリーダー委員会

第二十五条

パートリーダー委員会は音楽面の追及を目的とする。

第二十六条

パートリーダー委員会はコンサートマスター（コンサートミストレス）を長とし、指揮者、各パートリーダー、資料部長で構成される。

第二十七条

パートリーダー委員会は独自に演奏面での研究を持つ権利を有する。

第二十八条

パートリーダー委員会は幹事会の承認を得て次のことを計画する。

- (1) 部内演奏会
- (2) 音楽研究会

第二十九条

パートリーダー委員会運営の規約に関しては、幹事会運営の規約に準ずるものとする。
また必要に応じ、パートリーダー、幹事の要求で2つの合同会議を幹事長が召集し、随時開催できる。

第七章 選挙

第三十条

役員選挙は次の通りである。

- (1) 幹事に関しては立候補制とし、部会にて選出する。
- (2) 各係に関しては、新しく選出された次期幹事会で構成される準幹事会で任命する。
- (3) 指揮者に関してはパートリーダー委員会と幹事会の合同会議で指名し、部会で任命する。
- (4) コン서트マスター（コンサートミストレス）、パートリーダーに関してはパートリーダー、指揮者、次期指揮者の合同会議で任命する。
- (5) 資料部員はパートリーダー委員会で指名する。

第三十一条

前(2)～(5)に規定された機関は臨時選挙機関として認める。

第三十二条

選挙は役員任期終了前に行う。

第三十三条

幹事選挙にあたっては、選挙管理委員会を設け、当委員会の運営のもとに行う。
ただし、選挙管理委員会は前期幹事長及び幹事会からなる。

第三十四条

選挙管理委員会は幹事選挙の一週間前には告示し、立候補者を受け付けなければならない。

第八章 会計

第三十五条

本サークルの活動費は、入部金、部費およびその他の収入をもってこれにあたる。

第三十六条

会計年度は毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第三十七条

会計報告は中間報告と決算報告の年二回とする。

第三十八条

会計監査は会計報告前に行い、会計監査委員は前期幹事長とする。

第三十九条

会計報告は各機関の要請に応じて随時行わなければならない。

第九章 改正

第四十条

本規約の改正には部会において休部者を除く 2/3 以上の賛成を必要とする。

第十章 附則

第四十一条

(活動) 次の活動を行う。

- (1) 演奏会 (研究発表・巡回演奏・慰問演奏・その他)
- (2) リクリエーション
- (3) 合宿
- (4) その他

第四十二条

(役員) 各係の人数は新幹事会がこれを決定する。

(会計) 入部費 300 円、部費は月 300 円とする。

補足

(弦代) ベースは半額個人負担、半額クラブ負担とする。マンドリンは演奏会用のみ 3/4 個人負担、1/4 クラブ負担とする。(ただし、定期演奏会・中国ブロック定期演奏会のみとし、一人ワンセットまでとする。ワンセットに満たないものには補助は出さない。その他の演奏会については、幹事会の決定に従う。) マンドラは演奏会用のみ 2/3 個人負担、1/3 クラブ負担とする。(ただし、定期演奏会・中国ブロック定期演奏会のみとし、一人ワンセットまでとする。ワンセットに満たないものには補助は出さない。その他の演奏会については、幹事会の決定に従う。) セロは演奏会用のみ 2/3 個人負担、1/3 クラブ負担とする。(ただし、定期演奏会・中国ブロック定期演奏会のみとし、一人ワンセットまでとする。ワンセットに満たないものには補助は出さない。その他の演奏会については、幹事会の決定に従う。)

(楽器購入および修理のための積立金) 全クラブ員は部費と共に月に楽器の購入費用 200 円を、クラブの楽器を借用する各員は月に楽器修理代 500 円を納めるものとする。